

【事例－16】

発生源 : ローダ・空気圧縮機等
苦情内容 : うねり音と高い音による不快感
対策方法 : 発生源側への指導、苦情者への説明

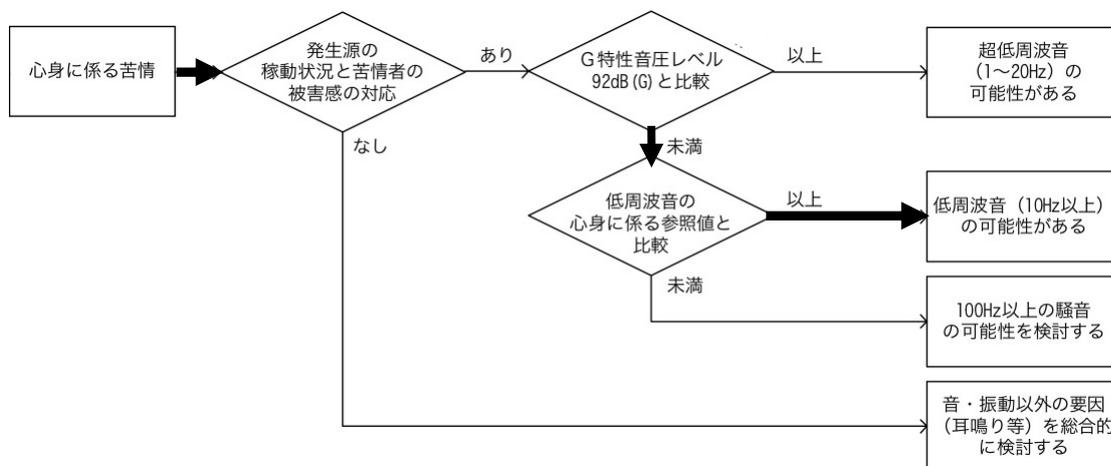
< 苦情対応の概要 >

酪農作業に伴い発生する音に関する心身に係る苦情が寄せられ、調査を行った。原因とされた農家敷地内での測定は協力が得られず実施できなかったため、苦情者宅内のみで測定を実施した。作業実施・非実施や機器稼働・非稼働に係わらず、G特性音圧レベルの測定結果は、参照値 92dB を大きく下回った。1/3 オクターブバンド音圧レベルの測定結果では、中心周波数 50Hz 以上において、心身に係る苦情に関する参照値をわずかに超える低周波音が観測された。農家に対しては、周辺に配慮した作業の実施を指導した。苦情者に対して測定結果を提供したところ、その後の苦情申し立てはなくなった。

(注) ローダ作業；トラクタ等の先端に取付けたショベルを利用して行う、整地、堆肥の運搬などの作業。

< 苦情対応の流れ >

低周波音問題の評価手順(心身に係る苦情)



* 発生源側での測定が出来なかったため、対応関係の確認が出来ず。

<苦情対応>

申し立て内容 の把握

酪農作業に伴う音による心身に係る苦情が寄せられた。

- ・苦情者宅で苦情を申し立てている人数は2人で、苦情者宅以外に周辺で苦情を申し立てる家はない。
- ・苦情者宅は2階建ての一戸建てで、屋外および屋内で問題の音が聞こえ、部屋の中では壁際で音を強く感じるという。
- ・約70m遠方の酪農家の朝夕における作業時による連続的な音で、うねり音とキーンという高い音により不快感がある。
- ・窓を閉めると楽になり、窓を開けると苦しくなるという。
- ・苦情申し立ては、測定日より1年10ヶ月前である。
- ・苦情者の妻が健康被害（抜け毛など）を訴えている。

現場の確認

苦情者宅に出向き、再度聞き取りを行うとともに、発生源との位置関係・周辺の状況、苦情者宅の状況を確認した。また、調査員自ら苦情者が申し立てる被害感を感じるかを確認した。

○発生源の確認と苦情者への再度聞き取り結果

- ・発生源と推定される工場等には、空気圧送機、牛舎のファン、ローダが設置されている。
- ・朝方（6:30～8:30）および夜間（17:00～19:30）における作業時に強く感じる。
- ・2階よりも1階の方が強く感じる。洋室よりも、和室（寝室）と広縁で感じる。

○調査員の所感

- ・音は聞こえる（感じる）が、圧迫感や振動感や違和感などの不快感はない。騒音との複合苦情と思われる。
- ・家屋内の部屋毎の感じ方の差ははっきりしないが、玄関の土間で強く聞こえる（感じる）。
- ・苦情者の申し立て内容と調査員の把握した内容は、概ね対応がとれていない。

測定

苦情者宅側の屋外および屋内で低周波音と騒音の測定を行った。

○測定方法

- ・発生源側敷地内での測定協力が得られなかったため、測定は苦情者宅屋外（庭）、苦情者宅屋内（広縁）にて行った。測定点を図3-16-1に示す。
- ・通常の作業を再現させ、連続的に測定を行って発生源側と苦情者側の対応関係の確認を実施した。

○測定結果

- ・測定結果を図3-16-2、図3-16-3に示す。

発生源の稼働状況と苦情との対応関係

測定結果をもとに、低周波音・騒音と苦情の対応関係を確認した。

- ・発生源側と苦情者側の対応関係ははっきりとしなかった。
- ・測定時、苦情者は「普段より音が小さく不快な感覚はない」と話していた。

評価

苦情者宅屋内での測定結果を心身苦情参照値と比較した。

○参照値との比較

- ・屋内での測定値は、心身苦情参照値以上であった。

○結果の判定

苦情者宅において、農家における作業内容に係わらず僅かに参照値を超える卓越周波数が測定されたため、苦情源としてこの影響が考えられた。ただし、発生源と考えられる農家敷地内での測定は協力を得られず実施できなかったため、発生源の特定はできなかった。

対策の検討

個別対応は市役所が担当した。

- ・農家に対しては、周辺に配慮した作業の実施を指導した。苦情者に対しては、測定結果を提供し状況を説明した。

対策の効果の
確認

行っていない。

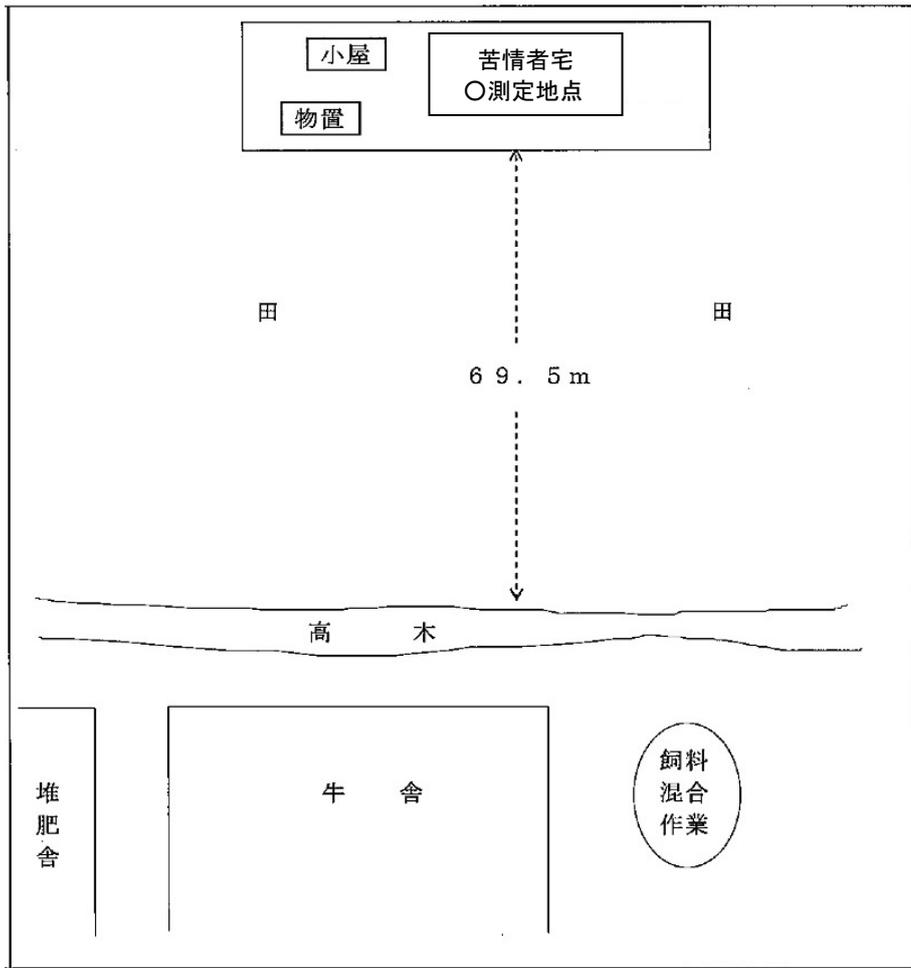


図 3-16-1 発生源側と苦情者宅の位置関係および測定点

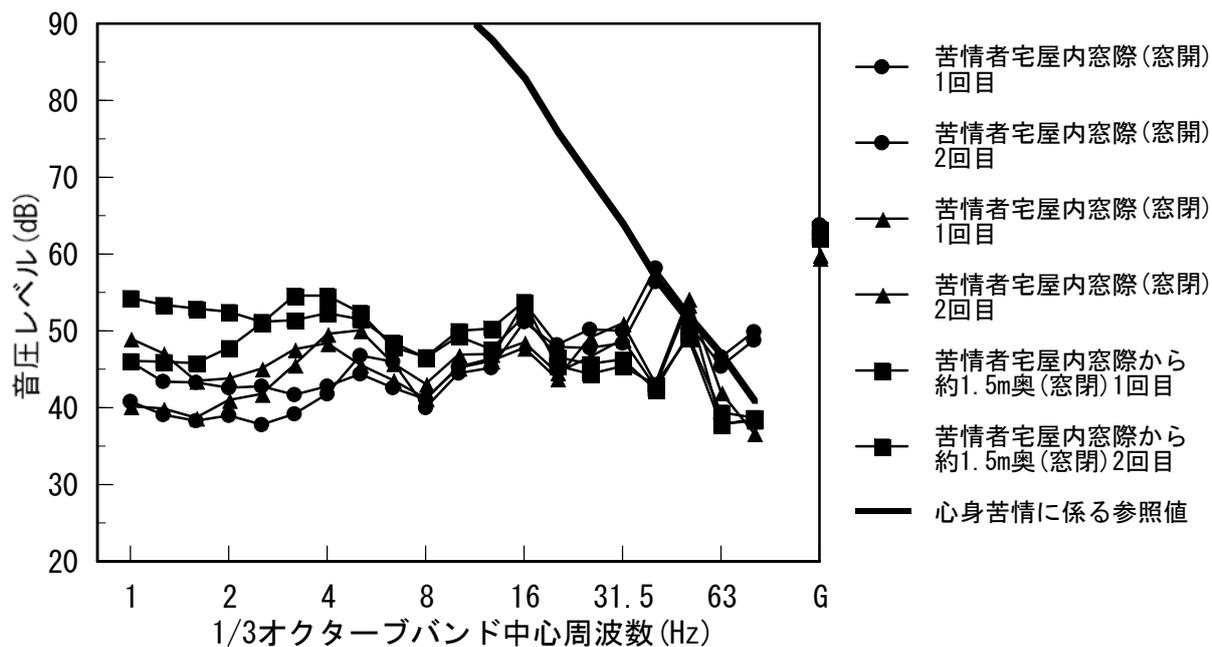


図3-16-2 低周波音の周波数特性(平均値)

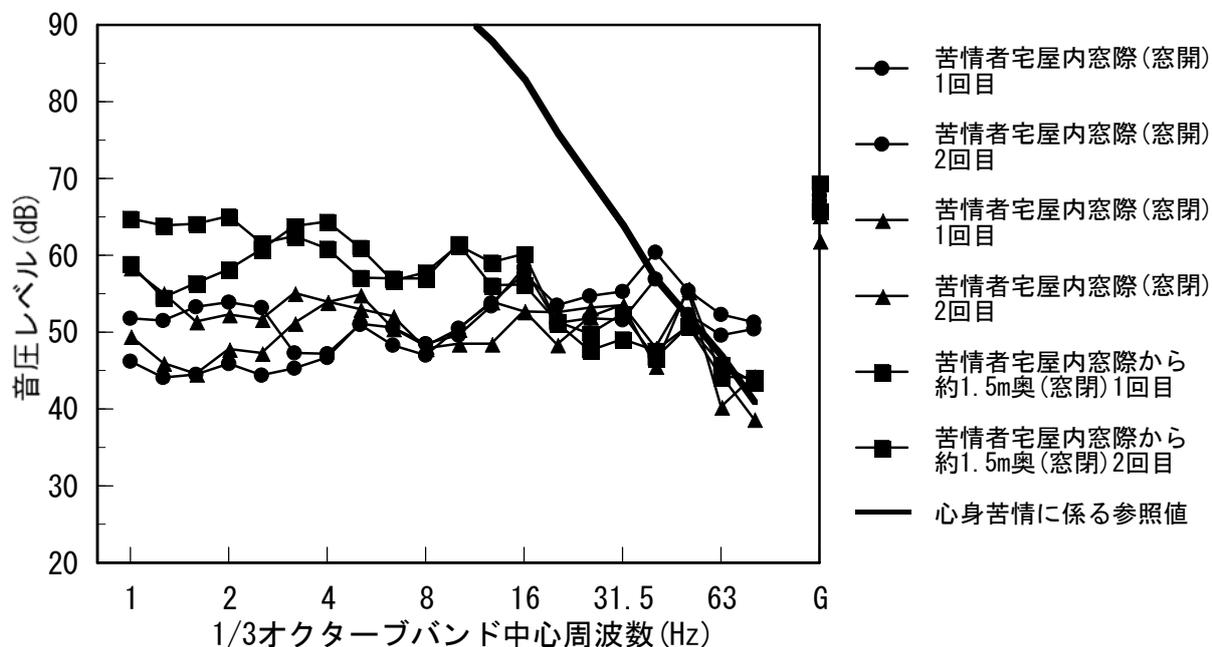


図3-16-3 低周波音の周波数特性(最大値)